

江戸時代の消防事情①

元東京消防庁

消防博物館長 白井和雄

○ 江戸時代の火災予防対策

江戸時代の消防は今日の消防と比べて、制度的にも機器的にも劣っており、ひとたび火災が起こると、大火になることが多かった。

本誌が発刊されてから問も無い11月9日からは、全国的に「秋の火災予防運動」が実施されるので、これに合わせて江戸時代、江戸の町を火災から護るため、どのような「火災予防対策」が講じられてきたかを紹介する。

1 火災予防対策

(1) たばこの喫煙禁止

今も昔も、たばこに起因する火災は多い。昔のたばこは今日の「紙巻きたばこ」と異なり、キセルで吸う「刻みたばこ」だった。

わが国への「たばこの伝来」は、16世紀末といわれ、慶長の中頃(1596～1605)に至り愛煙家が増え、たばこによる火災が多発したことから、幕府は慶長14年(1609)に、「たばこ喫煙禁止令」を出した。

この「たばこ喫煙禁止令」には、たばこに起因する火災の発生を予防するだけでなく、「キセル」「たばこ入れ」「たばこ盆」など、「喫煙具」への必要以上の贅沢を禁止する意図も含まれていた。

(2) 花火の打ち上げおよび販売の禁止

わが国における花火の始まりは、慶長18年

(1613)イギリス人の使節が駿府城において、徳川家康に打ち上げ花火を献上したことによるといわれている。

その後花火が流行し花火による火災が、多発するようになったことから、慶安年間(1648～1651)には、「町中での花火の打ち上げおよび販売を禁止する。ただし、大川端での打ち上げは可。」という町触れが出された。

享保17年(1732)、全国的な凶作により多数の餓死者が生じ、また江戸ではコレラが流行して多くの死者が出た。

このことに心を痛めた八代将軍徳川吉宗は、翌享保18年(1733)、悪疫の退散祈願と死者の霊を慰めるため、両国橋の訣で「水神祭」を行った。

この時隅田川の両岸にあった水茶屋が、「川施餓鬼」を催し、余興に花火を打ち上げた。

このことが契機となって、先に出されていた「花火の禁止令」は緩和され、夏の風物詩としての「両国の川開き(花火大会)」は、一時中断した時期はあったものの今日まで続いており、現在では「隅田川花火大会」の名称で開催されている。

(3) 風呂屋の営業時間を制限

江戸で初めて風呂屋を開いたのは、伊勢与市という町人が日本橋に近い銭瓶橋の挟に、天正19年(1591)永楽銭一文で入れる、「蒸し風呂式(浴槽式になったのは後年)」の銭湯を始めたのがはじまりである。

その後急速に江戸の町に風呂屋が増えていったことから、風呂屋からの火災が多発したことに伴い、承応2年(1653)「暮れ六ツ(午後6時)をもって、風呂焚きを禁止する。」という町触れが出された。

この禁止令、いくら火災予防対策とはいえ、現代社会のように世の中が24時間フル活動している時代では、到底受け入れ難いものがあるのでは。

(4) 町中などでのごみ焼きの禁止

今日各自治体においても、ごみの処理・減量化・リサイクルなどは悩みの種である。

江戸の町の繁栄に伴い、大量のごみが発生するようになり、ごみの処理に困った町人達が、空き地や川岸などで焼却するようになった。

このことから幕府は、火災原因の元になるとして、明暦元年(1655)「町中、川岸等にて、ごみを焼却することを禁止する。月行事は油断せず見張ること。」という町触れを出した。

(5) 防火地帯の設置

明暦3年(1657)1月18日に発生した、「明暦の大火(当時の江戸の町の大半を焼き尽し、死者10万7千余人の被害を出した火災)」を契機として、翌万治元年(1658)以降江戸の町の各地に、延焼や飛び火を防ぐ「火除け空き地(広小路)」や、「防火堤」などの防火地帯が設けられた。

広小路としては「下谷広小路(今日の上野広小路)」「浅草広小路(今日の浅草通り)」「両国広小路(今日の両国橋西詰)」などが設けられ、今日その跡が残っている。

(6) 防火建築の奨励

明暦の大火が発生するまでは、高価なこともあって町人が家を建てても、瓦で屋根を葺くことは禁止されていた。

しかし「明暦の大火」の3年後の万治3年(1660)防火を目的として、「町中茅葺・藁葺早々に土にて

屋根を塗り付けること。出来得れば瓦葺の屋根にすること。」という町触れが出された。

また享保5年(1722)には、「江戸市中で土蔵造りにする地域」が指定された。

しかし双方とも、経済的な問題などから、完全実施には至らなかった。

2 江戸時代の防火ポスター「鎮火用心たしなみ種」

ここに掲げたかわら版「鎮火用心たしなみ種」は、天保14年から弘化4年(1843~1846)にかけて発刊されたもので、今日の「防火ポスター」に相当するものである。



「鎮火用心たしなみ種」
(江戸時代の防火ポスター)

このかわら版の中に書かれている文章は、火災に対する心得として、今日にも通じることが述べられているので、次にその一部を紹介する。

「およそ土蔵を持っている者は、土蔵を火災から

護るため、土蔵の目塗りをするための、練り土を用意しておく必要がある。

練り土を用意していない時に火災が起こった場合、味噌を塗っても同じような防火をもたらす。

何れにしる火災が起こった時は、土蔵に目塗りを施す必要がある。

火災の際家財を持ち出すには、常に大きな風呂敷を用意しておく必要がある。また家を立ち退く時は懷中に銭を入れ、避難することを忘れぬこと。

火に追われ煙を吸って気絶した者には、大根の絞り汁を飲ませると、即座に息を吹き返し蘇る。

また、火の中を逃れる時は手拭いに水を浸し、これを鼻や口に当てて逃げると、息切れを防ぐことが出来る。……」

上記したようにこの「かわら版」には、現代にも通じる火災時の避難の心得などが書かれている。